



# 福岡有明のり PRロゴマーク 募集!

「福岡有明のり」のさらなるブランド化を進めるため、新たなPRロゴマークを募集します。

**応募資格**  
どなたでも  
ご応募可能

**募集期間**  
令和6年5月1日  
から  
6月3日17時  
まで

**最優秀賞**  
賞状及び賞品  
「福岡有明のり」商品

## 福岡有明のり

福岡県有明海沿岸は、全国有数の海苔の一大生産地です。有明海にそそぐ筑後川や矢部川の豊富な栄養分と、日本最大の干満差を活かした養殖方法で、最高級の花巻海苔が採れることで有名です。福岡有明のりは、香り豊かで口溶けも良く、舌の上に広がるうま味が特長です。



※詳細は、裏面の募集要領をご覧ください。

# 「福岡有明のり」P R ロゴマーク募集要領

趣 旨	<p>福岡県と福岡有明海漁業協同組合連合会では、香り豊かで口どけの良い有明海産のノリ「福岡有明のり」のブランド化に取り組んでいます。</p> <p>このたび、より多くの方に「福岡有明のり」の格別な美味しさを伝えるため、さらなる認知度向上・販売促進に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>そこで、よりわかりやすく、親しみやすいロゴマークに刷新するため、皆様からのデザインを公募いたします。</p>
募集内容	<p>「福岡有明のり」ロゴマーク</p> <p>(1) デザインの制作条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・シンボルマーク（図柄）とロゴタイプ（デザインされた文字）を組み合わせること（シンボルマーク、ロゴタイプのみ応募可）</li><li>・ロゴタイプには「福岡有明のり」の文字を使用すること</li><li>・単色刷でも識別が可能なデザイン及び配色であること</li><li>・様々な取組（「福岡有明のり」商品パッケージや関連グッズへの印字、SNS や web での発信、チラシ・ポスターへの掲載等）に使用しやすいものであること</li><li>・オリジナルの未発表作品で、国内において既登録商標又は類似商標登録がなく、商標登録が可能なものであること。また、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること</li></ul> <p>(2) デザインのイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>○モチーフ</p><ul style="list-style-type: none"><li>・「福岡有明のり」は、福岡県有明海で養殖されるノリのこと。</li><li>・艶のある黒褐色で、香り豊かで口溶けが良く、口いっぱい広がるうま味が特長の最高級のノリです。</li><li>・九州の山々から筑後川や矢部川などの川を通じてもたらされる豊富な栄養に支えられ、日本最大の干満差を活かした伝統的な手法で養殖されています。</li><li>・最高級ノリの生産を支えるのは、有明海の豊かさ、漁業者の匠の技。</li><li>・また、漁業者は、豊かな森が豊かな海を育むとの考えから、自ら森を購入し保全活動にも取り組んでいます。</li></ul></div> <p>上記を参考に、「福岡有明のり」のブランドイメージにふさわしい高級感と、誰もが手にしたくなるような訴求力のあるデザインを募集します。</p>
応募資格	どなたでもご応募可能です（プロ・アマ・年齢は問いません。ただし、未成年者の方は、親権者等の同意を得た上で応募してください）。また、1人につき何点でも応募可能です。
募集期間	令和6年5月1日（水）～令和6年6月3日（月）17：00まで
提出方法	作品意図（ロゴマークの説明、200字以内）、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記載の上、ロゴマーク画像を添付し、以下の応募先まで電子メールでご応募ください。 画像のファイル形式は、AI、PSD、PDF、JPEG、PNGのいずれか（7MB以内）とし、元データは審査が決定するまで保管し、福岡県農林水産部水産局水産振興課から要望があった時にご提出ください。
表彰区分	最優秀賞 1点（賞状、賞品「福岡有明のり」商品 1年分） 優秀賞 2点（賞状、賞品「福岡有明のり」商品 半年分）
審査・発表方法	審査は、別途設置する「福岡有明のり」ロゴマーク審査会において厳正に行い、最優秀作品を「福岡有明のり」のロゴマークとして使用します。 受賞作品の発表は、福岡県ホームページへの掲載や報道機関等を通じて行う予定です。

応募先・問合せ先

福岡県農林水産部水産局水産振興課養殖内水面係  
E-mail : [suisan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:suisan@pref.fukuoka.lg.jp)  
TEL : 092-643-3563

## ○注意事項

- (1) 採用作品の著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、福岡県に帰属するものとします。
- (2) 応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 採用作品は、原案を尊重しながら、補正や修正をさせていただく場合があります。
- (4) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とします。また、メール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でファイルが開けない等の問題が生じた場合、福岡県は一切の責任を負いません。
- (5) 採用作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、採用を取り消します。なお、著作権その他の権利侵害等の責任が問われた場合、応募者は自己責任において解決を図るものとし、福岡県は一切の責任を負いません。
- (6) 受付および不採用の通知は行いません。また、審査経過に関する問い合わせには一切応じかねます。
- (7) 作品は返品しません。
- (8) 受賞者の氏名、住所（市町村名まで）、年齢、職業（学校名・学年）は公表させていただく場合があります。
- (9) 本要領に取り決めのない事項については、福岡県の判断により決定します。
- (10) 応募の時点で、本要領記載事項に同意したものとします。



募集要領は、HPから  
ご確認できます。